

トピックス

有機農産物の検査認証制度について

農林水産省食品流通局品質課有機食品企画 **野 島 昌 浩**

昨年7月に改正された「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」いわゆる改正JAS法が、本年6月10日に施行された。改正JAS法では、新たに有機食品の検査認証制度が制定されており、今後は、有機農産物および有機農産物加工食品の日本農林規格に適合するものであるかどうかについて検査を受けた結果、合格し、有機JASマークをつけたものでなければ、「有機」の表示を行ってはならないことになった（表示の規制は平成13年4月1日から）。

I 有機食品の検査認証制度を制定した背景

化学的に合成された肥料や農薬を使用せずに栽培する有機農産物に対する消費ニーズの高まりを踏まえ、農林水産省では平成4年に「有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」を示し、これを普及させることにより有機農産物等の表示の適正化を図ってきたところである。しかしながら、このガイドラインに基づいて生産およびその表示を行っている生産者も多い一方で、ガイドラインには強制力がないため、有機質肥料を使用しただけで「有機栽培」等と表示する例もあるなど、依然として不適切な表示も多く、消費者の混乱をきたしていた。また、加工食品については、原料の生産段階では、有機的に栽培されていても、その後の流通・加工段階で有機的な方法で取り扱われたかどうかが不明なまま、消費者に誤認を与えかねない表示がなされている商品も流通している。このため、消費者はもとより、ガイドラインに即して農産物を栽培している生産者等からも、有機農産物等に関して適正な表示が図られるよう、検査認証制度を創設してほしいという要望が高まっていた。

一方、国際的にも、有機農産物等に対する表示の適正化を図る気運が高まってきたため、国連食糧農業機関(FAO)と世界保健機関(WHO)により合同で設立されたコーデックス委員会において、「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン」が平成11年7月に策定され、有機農産物等の生産

基準、検査状況の仕組みや表示についての指針が示されたところである。

このような状況を踏まえ、我が国においてはJAS法により、有機食品の検査認証制度が整備された。

II 検査認証制度の概要

農林水産大臣から認可を受けた第三者機関（登録認定機関）が有機農産物を生産する生産行程管理者（農産物の生産行程を管理または把握している者で農家や生産組合等）や有機農産物加工食品を製造・加工する製造業者を認定し、認定された生産行程管理者や製造業者が自ら、生産または製造・加工したのものについて、有機農産物の日本農林規格または有機農産物加工食品の日本農林規格に適合しているかどうかを検査して、その結果適合していると判断される場合は有機JASマークを貼付し、「有機」表示ができることとなる。また、小分け業者が有機JASマークの付いた有機農産物等の小分けを行い、小分け後の農産物等にJASマークを貼付する場合、あるいは輸入業者が海外から輸入した農産物等に有機JASマークを貼付する場合も、小分け業者や輸入業者は登録認定機関から認定を受けることが必要である。

III 有機農産物の日本農林規格および
有機農産物加工食品の日本農林規格

生産行程管理者が農産物に有機JASマークを貼付するためには、「有機農産物の日本農林規格」（平成12年1月20日告示）を遵守して生産しなければならない。この規格において、有機農産物は、「農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料および農薬の使用を避けて生産されること」を基本的な原則としている。この原則に基づき、圃場等の条件、圃場等における肥培管理、圃場に播種又は植付ける種苗、圃場等における有害動植物の防除、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程にかかわる管理といった生産の方法が定められており、この中で、やむを得ない場合に使用できる資材が掲げられている。このうち、やむを得ない場合に使用できる農薬（表-1）については、コーデックスのガイドラインにおいて使用可能であるとして明示されているものを基本に、我が国の農薬取締法に

Inspection and certification system of organic agricultural products. By Masahiro NOJIMA
(キーワード：有機食品)

表-1 有機農産物の日本農林規格
(やむを得ない場合に使用が可能な農薬)

農 薬	基 準
除虫菊乳剤	除虫菊から抽出したものであること。
デリス乳剤	
デリス粉	
デリス粉剤	
なたね油乳剤	
マシン油エアゾル	
マシン油乳剤	
硫黄くん煙剤	
硫黄粉剤	
硫黄・銅水和剤	
水和硫黄剤	
シイタケ菌糸体抽出物液剤	
炭酸水素ナトリウム水溶液	
炭酸水素ナトリウム・銅水和剤	
銅水和剤	
銅粉剤	
硫酸銅	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
生石灰	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
液化窒素剤	
天敵等生物農薬および生物農薬製剤	
性フェロモン剤	
誘引剤	
忌避剤	
クロレラ抽出物液剤	
混合生薬抽出物液剤	
カゼイン石灰	展着剤として使用する場合に限ること。
パラフィン	展着剤として使用する場合に限ること。
ワックス水和剤	
二酸化炭素剤	保管施設で使用する場合に限ること。
ケイソウ土剤	保管施設で使用する場合に限ること。

(注) 農薬の使用に当たっては、農薬の容器等に表示された使用方法を遵守すること。

登録されている農薬を掲げている。

また、同様に、有機農産物加工食品の生産の原則や生産の方法について規定した「有機農産物加工食品の日本農林規格」(平成12年1月20日告示)が制定され、製造業者が加工食品に有機JASマークを貼付するためには、本規格を遵守して製造・加工しなければならない。

これらの日本農林規格では、有機農産物および有機農産物加工食品の名称の表示についても規定されており、生産の方法の基準を満たした農産物や加工食品は、「有機農産物」、「有機農産物加工食品」や「オーガニック」等の名称を記載することができることとしている。なお、改正JAS法では、有機JASマークのついていない農産物等に、これら「有機」表示あるいはこれと紛らわしい表示を付してはならないこととしており、これに違反すると罰則規定が適用される。

なお、無農薬栽培、無化学肥料栽培、減農薬栽培、減化学肥料栽培といった特別栽培農産物、さらには有機畜産物、有機水産物およびこれらの加工品については今回の対象となっていない。

お わ り に

改正JAS法は、本年6月10日に施行されており、現在農林水産省では、申請に基づき登録認定機関の登録(審査)を行っているところである。また、登録された登録認定機関は、生産行程管理者や製造業者の認定を行っており、今後はこれら認定を受けた生産行程管理者や製造業者が生産し、製造・加工して有機JASマークを付けた有機農産物や有機農産物加工食品が市場に出回ることとなる。

なお、有機JASマークを貼付した食品のみに「有機」表示ができたとした有機食品の表示規制は、来年(平成13年)4月1日からとなる。したがって、平成13年4月1日以降に出荷される「有機」の表示が付いた食品は、全て日本農林規格に基づいて生産されており、また有機JASマークが貼付されていることになる。